

第28回 放送番組審議会議事録

- 1 開催年月日 2017年(平成29年) 9月27日
- 2 開催場所 〒243-0111 神奈川県愛甲郡青川村宮ヶ瀬940番地の25
宮ヶ瀬レイクサイドエフエム放送機構株式会社 本社
- 3 委員出席 委員総数 6名 出席委員数 5名

4 議題

第1議案 「インターネット上の情報にたよった番組制作」について

第2議案 「放送法第6条第5号の報告」について

5 議事

6 審議内容

第1議案 「インターネット上の情報にたよった番組制作」について

月初め、標題になったことが報道されたことから、審議員からこのことについて説明を受けたいとのこと。

放送倫理検証委員会 委員会決定 委員長談話 「インターネット上の情報にたよった番組制作について」と「若きテレビ制作者の手紙」を配布し、弊社の考え方について説明を行った。

- 1 弊社は、電子公告として、ホームページを使用しており、登記簿謄本にもその旨記載している。
- 2 弊社の放送局(放送管理部門及び放送利用部門)の情報発信は、ツイッターのみで行っている。なお、ツイッターは、「つぶやく」という意味で、フェイスブックをはじめとするSNSのように、親しい関係を構築する(つながる)ものとは異なるものであることを説明し、聴取者からは、直接来訪のほか、郵便物、メールで受ける体制である。
- 3 1、2及びインターネット(メール、放送番組素材の送受信を含む)に関することは、放送局長が管理している。
- 4 災害情報共有システム(Lアラート)を除き、インターネット上の情報は、情報発信元にメールや電話を中心に確認を執り、放送原稿として、話し合うことを原則とした審査(校閲)を受けた後に放送を実施している。
 今般の配布した文書を放送に携わる者に配布し、弊社でも同様な事案が発生しないよう注意、努力していく旨説明し、審議員からも、十分注意して、受け取り違いや誤報等にならないようしてほしい旨あった。

第2議案 「放送法第6条第5号の報告」について

前回の審議会開催以降、訂正放送等に関し、報告する事項はない。

また、放送番組に関して申し出のあった苦情その他の意見は、ありませんでした。

9 その他参考事項

なし